

平成 25 年度  
第 2 回  
岩手県私立学校審議会資料

日 時 平成 26 年 3 月 26 日 (水) 午前 10 時

場 所 岩手県庁 4 階 4 - 1 特別会議室

岩手県総務部法務学事課

## 次 第

### 1 開 会

### 2 出席者の確認

### 3 挨拶

### 4 議 事

#### (1) 議事録署名委員の指名

#### (2) 諮問事項（1件）

学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人双葉学園 双葉幼稚園（北上市）

### 5 報告事項（5件）

#### (1) 平成25年度第1回私立学校審議会答申に係る認可事項について

#### (2) 全国私立学校審議会連合会総会の概要について

#### (3) 平成26年度私学振興事業等について

#### (4) 東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について（私立学校分）

#### (5) 東日本大震災津波からの復旧・復興状況について（岩手県全体）

### 6 その他

### 7 閉 会

# 岩手県私立学校審議会委員名簿

平成26年3月26日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	岩手県立大学社会福祉学部教授	咲 間 まり子	
2	岩手大学教育学部教授	田 代 高 章	
3	学校法人コアトレース理事長	久 保 榮 子	
4	元岩手県教育委員会教育長	佐 藤 勝	会 長
5	盛岡生活文化研究室幹事	大 森 紀代美	
6	双葉幼稚園園長	今 西 界 雄	
7	盛岡スコーレ高等学校長	横 田 禮 子	
8	学校法人つばめ学園理事長	工 藤 純 世	
9	盛岡白百合学園中学校長 高等学校長	荻 原 禮 子	
10	東北公営企業株式会社代表取締役社長	柏 眞喜子	

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

学校の収容定員に係る学則変更認可について

申請の概要

項 目	内 容																						
幼稚園名	双葉幼稚園																						
位 置	北上市花園町二丁目5番50号																						
設 置 者	学校法人双葉学園（理事長：今西 界雄）																						
変更の理由	平成26年度に幼保連携型認定こども園の開設を目指しており、園舎を改築し新たに保育所を併設することから、園舎の現状に合わせて幼稚園の定員を減じるもの。																						
変更の時期	平成26年12月1日																						
変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>計 画</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>50人2学級</td> <td>50人2学級</td> <td>△0人 ±0学級</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>70人2学級</td> <td>50人2学級</td> <td>△20人 ±0学級</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>70人2学級</td> <td>50人2学級</td> <td>△20人 ±0学級</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>190人6学級</td> <td>150人6学級</td> <td>△40人 ±0学級</td> </tr> </tbody> </table>				現 行	計 画	増 減	3歳児	50人2学級	50人2学級	△0人 ±0学級	4歳児	70人2学級	50人2学級	△20人 ±0学級	5歳児	70人2学級	50人2学級	△20人 ±0学級	計	190人6学級	150人6学級	△40人 ±0学級
	現 行	計 画	増 減																				
3歳児	50人2学級	50人2学級	△0人 ±0学級																				
4歳児	70人2学級	50人2学級	△20人 ±0学級																				
5歳児	70人2学級	50人2学級	△20人 ±0学級																				
計	190人6学級	150人6学級	△40人 ±0学級																				
施設の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 状</th> <th>計 画</th> <th>設置基準 (6学級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園 舎</td> <td>863.59 m<sup>2</sup></td> <td>1,285.65 m<sup>2</sup></td> <td>720 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>746.00 m<sup>2</sup></td> <td>764.40 m<sup>2</sup></td> <td>640 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				現 状	計 画	設置基準 (6学級)	園 舎	863.59 m <sup>2</sup>	1,285.65 m <sup>2</sup>	720 m <sup>2</sup>	運動場	746.00 m <sup>2</sup>	764.40 m <sup>2</sup>	640 m <sup>2</sup>								
	現 状	計 画	設置基準 (6学級)																				
園 舎	863.59 m <sup>2</sup>	1,285.65 m <sup>2</sup>	720 m <sup>2</sup>																				
運動場	746.00 m <sup>2</sup>	764.40 m <sup>2</sup>	640 m <sup>2</sup>																				

教職員数		配置計画	設置基準 (6学級)
	園長	1人(専任)	1人
	副園長	1人(専任)	—
	教頭	1人(専任)	—
	主幹教諭	1人(専任)	—
	教諭	9人(専任)	6人
	事務	1人(専任)	—
	用務員等	1人(兼任)	—

※ 上記のほかに、園医、園眼科医、園歯科医、及び園薬剤師

項目	収入		項目	支出	
	26年度	27年度		26年度	27年度
	千円	千円		千円	千円
生徒納付金	39,741	36,870	人件費	52,708	46,600
手数料収入	151	151	教育管理経費	30,400	29,080
寄附金収入	0	0	借入金(利息)	0	280
補助金収入	290,407	30,425	借入金(返済)	0	5,500
資産運用収入	752	751	施設関係支出	445,000	0
資金売却収入	0	0	設備関係支出	300	300
事業収入	13,366	13,300	資産運用支出	0	0
雑収入	810	810	その他の支出	21,996	20,962
借入金等収入	110,000	0	(予備費)	500	500
前受金収入	1,350	1,350	資金支出調整勘定	△319	△323
その他の収入	97,070	21,996	次年度繰越支払資金	14,292	15,546
資金収入調整勘定	△1,092	△1,500	-	-	-
前年度繰越支払資金	12,322	14,292	-	-	-
計	564,877	118,445	計	564,877	118,445

平成 25 年度

第 2 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 平成 26 年 3 月 26 日 (水) 午前 10 時

場 所 岩手県庁 4 階 4-1 特別会議室

岩手県総務部法務学事課

**報告事項 1**

平成 25 年度第 1 回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(平成 25 年 10 月 2 日付け認可)

1 学校の収容定員に係る学則変更認可

- (1) 学校法人願成寺学園 一関幼稚園 (一関市)
- (2) 学校法人わかば学園 わかば幼稚園 (雫石町)
- (3) 学校法人岩手女子奨学会 岩手女子高等学校 (盛岡市)

2 専修学校の設置認可について

学校法人コアトレース 岩手公務員専門学校

全国私立学校審議会連合会第68回総会の概要について

- 1 日 時 平成25年10月10日(木)～11日(金)
- 2 会 場 ダイワロイネットホテル和歌山(和歌山県和歌山市)
- 3 出席者 法務学事課主任 高橋 晃進
- 4 総会

(1) 私立学校審議会委員功労者表彰について

(2) 報告・協議

ア 平成24年度事業報告について

イ 平成24年度決算報告及び監査報告について

ウ 平成25年度役員について

エ 平成25年度事業計画について

オ 平成25年度収支予算について

カ 平成25年度都道府県分担金(案)について

キ 平成26・27年度会長及び監事の選出について

ク 専門部会の協議議題について

①第1専門部会(専修学校・各種学校関係)

②第2専門部会(幼稚園・特別支援学校関係)

③第3専門部会(小学校・中学校・高等学校関係)(出席者参加)

・子ども・子育て支援新制度への対応状況について

・子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼稚園の定員審査及び収容定員の見直しについて

・幼稚園の認可定員と子ども・子育て支援新制度における市町村の利用定員について



報告事項3

平成26年度の主要事業（総務部法務学事課私学振興分）

震災対応分

（単位：百万円）

事業名	H26当初 予算額	H25当初 予算額	差引	新規	一部 新規	単独	事業内容
<b>きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実</b>							
私立学校運営費補助 （法務学事課）	5.8	5.1	0.7				東日本大震災津波に起因する事情により、幼児児童生徒数が減少した私立学校の安定的・継続的な教育環境の確保を図るため、減少した経費を補助
私立学校被災児童生徒等就学支援 事業費補助 （法務学事課）	158.1	126.5	31.6				東日本大震災津波により就学が困難となった児童生徒等の負担軽減を図るため、学校法人等が行う授業料等減免事業に要する経費を補助
被災私立専修学校等教育環境整備 支援事業費補助 （法務学事課）	40.0	40.0	0.0				東日本大震災津波に起因する事情により、私立専修学校等が行う安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保する取組に要する経費を補助
私立学校等災害復旧支援事業費補 助 （法務学事課）	36.2	36.2	0.0			○	東日本大震災津波により被災した私立学校等が施設災害復旧事業等を行う場合、学校設置者の負担する経費を補助

通常分

（単位：百万円）

事業名	H26当初 予算額	H25当初 予算額	差引	新規	一部 新規	単独	事業内容
<b>特色ある私立学校の支援</b>							
私立学校運営費補助 （法務学事課）	4,807.1	4,794.4	12.7				私立学校の教育条件の向上を図り、私立学校の健全な発展及び振興に資するため、学校運営に要する経費を補助
私立学校耐震化支援事業費補助 （法務学事課）	21.4	0.0	21.4	○			私立学校の生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震診断及び耐震改修工事に要する経費を補助
私立高等学校等就学支援金交付金 （法務学事課）	1,098.1	1,022.7	75.4			○	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等の生徒に対し、就学支援金を交付 なお、国の就学支援金制度の見直しに伴い、低所得者世帯に対する支援を充実
私立高等学校等授業料等減免補助 （法務学事課）	22.5	26.1	△ 3.6				私立高等学校等に在学する生徒で経済的理由により修学が困難な者の負担軽減を図るため、学校法人が行う授業料等減免事業に要する経費を補助

## 高等学校等就学支援金制度の概要（私立学校分）

- 1 制度改正（H26年度～）
  - ・所得制限の導入（910万円未満）
  - ・公私間格差是正のために私立高校に対する加算の増額
  - ・新入生から新制度適用。学年進行。在学者は従前の制度を適用する経過措置有。
  - ・専修学校一般課程・各種学校にも対象を拡充。
  
- 2 高等学校等就学支援金対象者数  
 新1年生 約2,400人のうち約2,200人が対象となる見込み。
  
- 3 就学支援金新旧制度の比較

世帯収入	支援金	現行制度 月額（年額）	新制度 月額（年額）
250万円未満程度 (市町村民税所得割 非課税世帯)		19,800円 (237,600円) 2倍	⇒ 24,750円 (297,000円) 2.5倍
250万円～350万円未満程度 現行制度) (市町村民税所得割が18,900円+①+②未満世帯 ①16歳未満の扶養親族×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族×11,100円 新制度) 市町村民税所得割 1円以上51,300円未満		14,850円 (178,200円) 1.5倍	⇒ 19,800円 (237,600円) 2倍
350万円～590万円未満程度 現行制度)なし 新制度) 市町村民税所得割 51,300円以上154,500円未満		9,900円 (118,800円)	⇒ 14,850円 (178,200円) 1.5倍
590万円～910万円未満程度 現行制度)なし 新制度) 市町村民税所得割 154,500円以上304,200円未満		9,900円 (118,800円)	⇒ 9,900円 (118,800円)
910万円程度以上 現行制度)なし 新制度) 市町村民税所得割 304,200円以上		9,900円 (118,800円)	⇒ なし

4 対象となる私立学校（県内分）

現行制度	新制度
高校 13 校、特別支援学校（高等部）1 校、 専修学校（高等課程）5 校	高校 13 校、特別支援学校（高等部）1 校、専修学校（高等課程）5 校、各種学 校（准看護師養成所）1 校
計 19 校	計 20 校

5 就学支援金制度改正（所得制限の導入）に伴う高校生の教育費負担軽減施策の拡充（主なもの）

（平成 26 年 4 月～）

（1）奨学のための給付金（高等学校等修学支援事業費補助金）（県事業 国庫補助 1/3）

全ての意思ある生徒が安心して教育が受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、年収 250 万円未満程度の低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を措置。

①支給要件（補助基準）

- ・非課税世帯（特別支援学校高等部生徒を除く）
- ・保護者、親権者等が当該都道府県内に在住
- ・就学支援金対象校に在学している者（県外も含む）
- ・平成 26 年 4 月以降入学者（学年進行）

②支給額（年額）

- ・生活保護受給世帯 私立 52,600 円 ※国公立 32,300 円 修学旅行費相当額
- ・第 1 子の高校生等がいる世帯 私立 38,000 円（通信 28,900 円）
- ※国公立 37,400 円（通信 27,800 円）

教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額

（通信制：教科書費、教材費、学用品費相当額）

- ・23 歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第 2 子以降の高校生等がいる世帯  
私立 138,000 円（通信制 38,100 円） ※国公立 129,700 円（通信制 36,500 円）

（2）学びなおしへの支援（県事業 国庫補助 10/10）

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間 36 月（定時制・通信制は 48 月）の経過後も、卒業までの間（最長 2 年）、継続して授業料の支援を行う。

①支給対象者：以下の要件を満たす者

- ・高等学校等を卒業し又は修了していない者
- ・平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学する者であって、高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制、通信制は 48 月）を超える者
- ・高等学校等を中途退学したことのある者
- ・保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者

②支給額は就学支援金相当額

③支給期間は卒業までの間（最長 2 年間）

(3) 家計急変への支援（県事業 国庫補助 1/2）

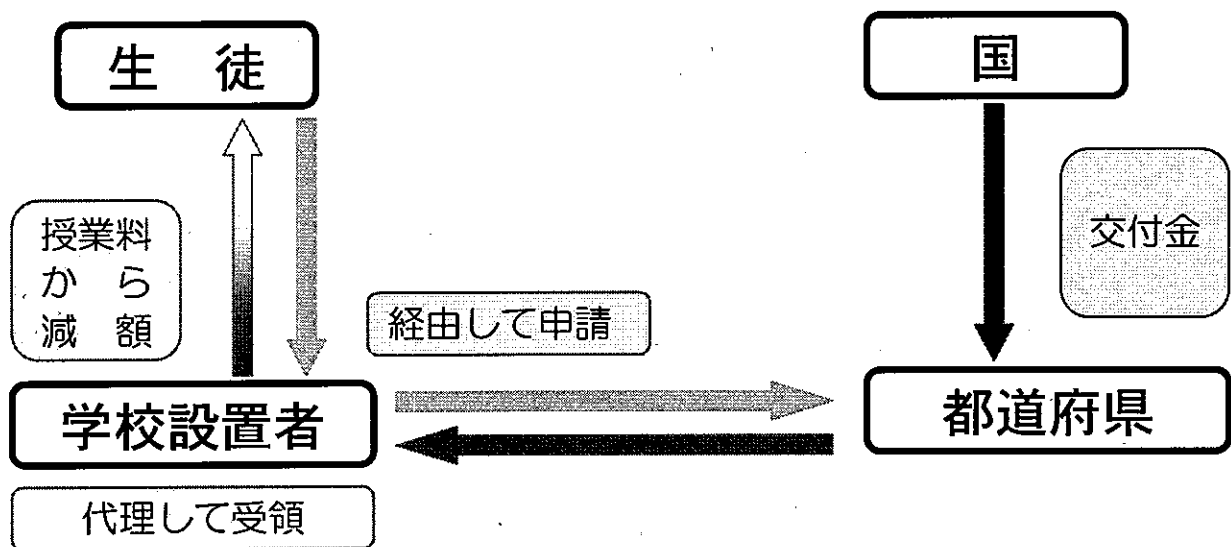
保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、県が授業料減免による緊急支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同等の支援を行うために必要な経費を補助する。

現行の県授業料減免補助事業で対応予定。

①補助額 家計急変後の収入見込額をもとに算定した場合の就学支援金に相当する額。加算支給額も就学支援金と同様。

②支給期間 就学支援金及び学び直しへの支援の対象期間

【参考】高等学校等就学支援金の支給までの流れ



# 高等学校等就学支援金について

## あなたの意志や希望を応援します！

平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が変わります。

- 新制度では、国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4200円（年収910万円程度）未満の世帯（※1）に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書をご提出いただくことが必要です。

なお、国公立問わず「市町村民税所得割額」が30万4200円以上の世帯では授業料をご負担いただくこととなります。

就学支援金の支給限度額は全日制は月額9,900円【公立の定時制高校は月額2,700円、通信制高校は月額520円、私立の定時制・通信制高校は月額9,900円】です。  
単位制の場合は支給額が異なります。

- 「市町村民税所得割額」が以下に該当する私立高校生等の世帯の方には、就学支援金の加算があります。

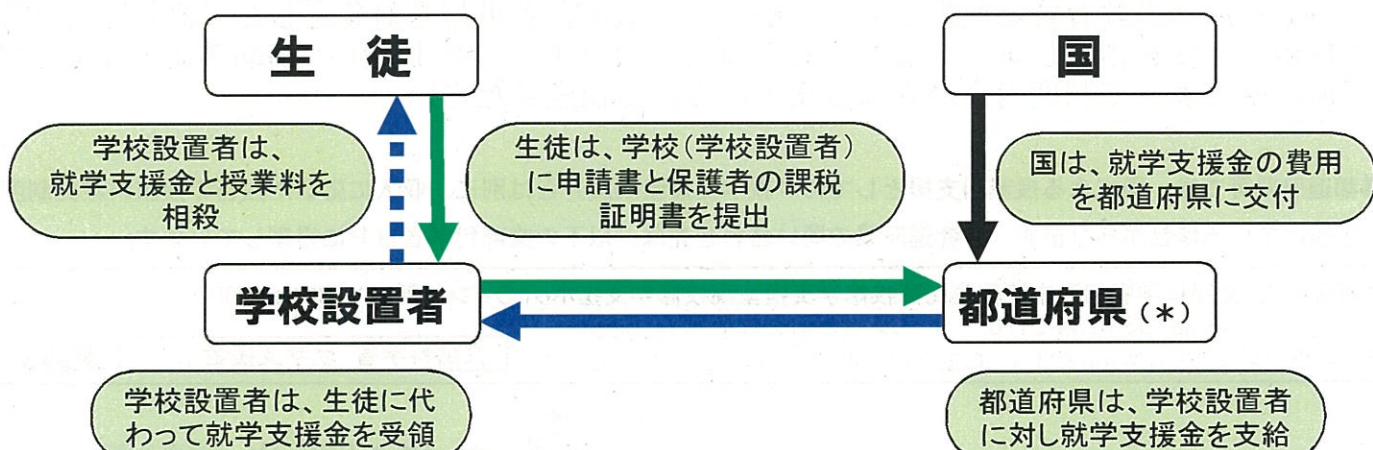
0円(非課税)(年収250万円未満程度)	2.5倍(全日制の場合24,750円/月)
~5万1300円未満(年収250~350万円程度)	2倍(全日制の場合19,800円/月)
~15万4500円未満(年収350~590万円程度)	1.5倍(全日制の場合14,850円/月)

- 新制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成25年度までに高校等に在学されている方は、旧制度（※2）が適用されます。

※1 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安です。

※2 公立高校は授業料不徴収制度、私立高校等は就学支援金制度（全日制で年収250万円未満の世帯は月額19,800円、年収250~350万円の世帯は月額14,850円、年収350万円以上の世帯は月額9,900円が支給される制度）が適用されます。所得制限や、私立高校等の低所得者への就学支援金の加算を現行制度以上に拡充する部分は適用されません。

### 就学支援金支給の流れ



\*都道府県立高校の場合は、学校設置者＝都道府県となります。また、国立高校の場合は、国から学校設置者へ直接支給されます。

# 高等学校等就学支援金制度 Q & A

## Q1. これまでの制度とどこが変わるのですか？

これまで、公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育費負担に大きな格差があることや、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいなどの課題がありました。新制度では、市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯には授業料をご負担いただくこととなりますが、私立高校に通う生徒について、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充するなど、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるようになります。

## Q2. 支援の対象はどのような人ですか？

これまでの不徴収制度や就学支援金制度の対象であった国公私立の高等学校（全日制、定時制、通信制）や中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程等に加えて、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校の生徒も就学支援金の支給対象とする予定です。また、文部科学大臣に認定を受けている在外教育施設高等部の生徒への支援を別途行います。

ただし、以下の方は対象とはなりません。

- ・高校等を既に卒業した生徒や3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒
- ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生
- ・市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯の生徒

## Q3. 就学支援金を受給するのにどのような手続きが必要ですか？

就学支援金の受給資格を得るため、申請書（学校を通じて配布されます）と、課税証明書（市区町村の窓口で発行されます）等の所得を証明する書類を提出することが必要です。平成26年度に入学される方は、原則4月に申請書等をご提出いただくこととなりますが、提出先は都道府県によって異なりますのでご注意ください。

## Q4. 就学支援金は、誰が受け取るのですか？

学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が支払う必要があります（学校によっては、一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合があります）。

## Q5. 就学支援金以外に、高校段階の支援はどのようなものがありますか？

授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」制度を創設します。なお、都道府県の取り組みに対する国の補助事業とするため、都道府県によって制度内容が異なりますので、ご注意ください。

■都道府県等では、国による授業料支援としての「就学支援金制度」とは別に、収入に応じた独自の授業料減免制度を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

お問合せ先: 文部科学省初等中等教育局高校修学支援室高校修学支援ホットライン (平日10:00～17:00)

電話 03-6734-3176 メール [mushouka@mext.go.jp](mailto:mushouka@mext.go.jp)

ホームページ: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

文部科学省 就学支援金

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 子ども・子育て支援新制度の概要①

## 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- OM字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の確立
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の  
学校教育、保育の  
総合的な提供

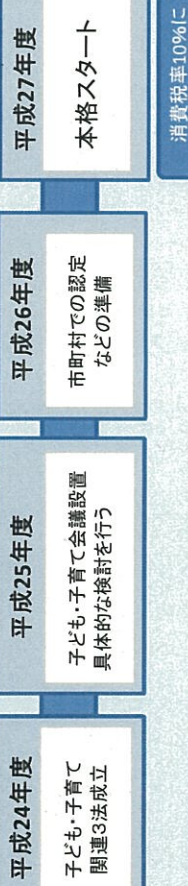
保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善  
・待機児童の解消  
・地域の保育を支援  
・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て  
支援の充実

## 課題解決に向けての取組

- **認定こども園の普及**
  - 認定こども園: 幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設
  - 設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進める
- 【認定こども園の主なメリット】
  - 保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる
  - 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる
  - 認定こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て相談、親子の集いの場などの子育て支援を受けることができる
- **待機児童解消のための、保育の受入れ人数の増**
  - 地域ニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備
  - 地域型保育(家庭的保育、小規模保育など)への財政支援(地域型保育給付)を新たに行うことで、多様な保育を充実
- **子どもが減少傾向にある地域の保育を支援**
  - 地域型保育給付により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能の確保
  - 地域型保育の拠点は、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズに対応
- **地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実**
  - 支援例
    - ・親子が交流できる拠点の設置数増加
    - ・一時預かりの増加
    - ・放課後児童クラブの増加(対象を小学校6年生まで拡大)

## 新制度施行までのスケジュール



## 市町村、県、国の役割

- 【市町村】新制度の実施主体
  - 保育、子育て支援のニーズの把握
  - 計画的な提供体制の確保・基盤整備(認定こども園、幼稚園、保育所など)
- 【県・国】実施主体の市町村を重層的に支える
  - 県・教育・保育施設の認可、県子ども・子育て支援事業支援計画の策定
  - 国: 新制度の制度設計、計画策定等に関する基本指針の策定

# 子ども・子育て支援新制度の概要②

## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
  - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 地域型保育給付
  - ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

## 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

### 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

需要の調査・把握

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※

小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者＝地域型保育給付の対象※

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の承認を受けたもの

## 地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ



# 本格施行までの作業スケジュール

以下の作業スケジュールは、現時点での想定であり、今後の検討状況により変更、追加等の可能性が有り得る。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き(想定)				4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画	国		会議等での検討		
	県		県事業計画の検討		
	市町村		市町村事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型認定こども園)・確認基準	国		会議等での検討	条例の検討	認可事務
	県				確認事務
	市町村				
保育の必要性の認定基準	国		会議等での検討		
	県				
	市町村				認定事務
公定価格	国		実態調査、会議等での検討	骨格の提示	
	県				
	市町村				利用者負担の設定
市町村事業	国		会議等での検討		
	県				
	市町村				条例(注3)の検討 届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)	国		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	
	県				認定こども園職員に対する研修等
	市町村				
保育緊急確保事業	国		対象事業、要綱等の検討		
	県		保育計画の改定(特定市町村)	保育緊急確保事業の実施	
	市町村				
実施体制	国		子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)		子ども・子育て本部(内閣府)
	県		自治体において準備組織を設置		一元的実施体制を整備
	市町村		自治体において準備組織を設置		一元的実施体制を整備

## 子ども・子育て会議設置

地方版も  
順次設置

(注1) 消費税率の引上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

# 私立学校法の一部を改正する法律案の概要

## 1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

## 2. 概要

### (1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

### (2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査すること等ができる。

### (3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

学校法人の理事は、法令及び寄附行為等を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

## 3. 改正イメージ

赤字の措置を新たに設け異例の事態に適切に対応

理事の忠実義務

学校法人の運営が法令等に違反している疑いや、著しく不適正である疑い

報告徴収・立入検査

法令等の違反が判明

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会等からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員解任勧告

運営改善

学生保護

解散命令

## 4. 施行期日

公布日

## 東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について

### 1 復旧状況 ※平成 26 年 2 月末現在

物的被害 64 園校（うち沿岸 10 園）のうち、

・未復旧 1 園（大槌町 みどり幼稚園）

平成 25 年 11 月下旬に国の災害査定を受け、平成 26 年 1 月に、国から災害復旧費の交付決定を受けた。平成 26 年中に建設予定。

※高田幼稚園（陸前高田市） 休園中

### 2 復興支援

#### (1) 就学支援

##### ア 授業料等の負担軽減（私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助）

（H23 年度～26 年度）

被災した幼児児童生徒に係る入学選考料、入学料、授業料及び施設整備費等の減免を行った学校設置者に対し補助。

※H25 年度 429 人（H24 年度 395 人、H23 年度 425 人）

##### イ 教科書購入費等（いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業（24～28 年度））

被災のため遺児・孤児となった、あるいは、低所得世帯（年収 350 万円未満）に該当することとなった高等学校生徒に対し、教科書及び制服購入費並びに修学旅行費用を給付。

※H25 年度 のべ 138 人（H24 年度 137 人）

##### ウ 緊急スクールカウンセラー等の派遣事業（23 年度～） ※国庫委託事業

###### ①被災幼稚園に対する派遣

沿岸私立幼稚園の幼児等の心のケアを行うため、幼稚園スクールカウンセラーを配置。

H25 年度 6 幼稚園に 7 名配置。

（H24 年度 7 幼稚園に 8 名、H23 年度 7 幼稚園に 8 名）

###### ②私立高等学校に対する派遣（24 年度～）

本県高卒新卒者の雇用情勢を鑑み、希望する私立高等学校に進路指導員を配置。

H25 年度 2 校に配置（盛岡スコーレ、一関学院）

（H24 年度 2 校に配置（盛岡スコーレ、一関学院））

#### (2) 私立学校等の経営支援等

##### ア 災害復旧費に係る支援

・「教育活動復旧費補助」 災害復旧費の 6 分の 1 に相当する額を私立学校運営費の一部として被災校に交付。（H23 年度～）

・「被災私立学校等災害復旧支援事業費補助」 災害復旧事業又は認定こども園整備事業により施設災害復旧事業を行う場合に補助。(H23年度～)

H25年度 2校 (H24年度 4校)

・これら2つの補助事業により、学校設置者の災害復旧事業に係る自己負担額の割合は、2分の1から6分の1又は8分の1へと軽減。

イ 生徒等の減少等に対する支援 (23～26年度)

・「被災私立学校復興支援事業費」 授業料等納付金収入が1割以上減少した私立学校(専修学校、各種学校を除く。)に対し、減少額の9割を補助。

H25年度 3校 (H24年度 3校)

・「被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費」

専修学校に対して、生徒の安全安心を図る取組や生徒募集、進路・就職指導等に対し補助(10/10)

H25年度 4校・団体 (H24年度 4校・団体)

ウ 被災園舎の改築支援 (23年度～)

・応急復旧した認定こども園においても、老朽化、耐震化に問題がある園舎があることから、安心こども基金(国庫)を活用し、園舎改築を補助。

23年度(24年度繰越)実績 千厩小羊幼稚園

24年度(25年度繰越)実績 甲東幼稚園(釜石市)、龍澤寺幼稚園(一関市)  
矢巾中央幼稚園(矢巾町)